

仕様書

1. 件名 量子メス用イオンモニタ整備に関する労働者派遣契約【有期プロジェクト業務】

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では、量子メス用レーザーイオン入射器の実現に向けた実用化試験を関西光量子科学研究所（以下「関西研」という。）の量子メス用レーザー駆動イオン加速器原型機（以下「原型機」という。）にて進めている。入射器を安定に稼働させるには、当然のことながら下流加速器が求める位置や電流値などのビーム状態を、下流加速器にビームを入射させながら適切に計測し（一般に非破壊計測という）、安定化制御することが求められる。本仕様書は、この入射器開発におけるイオンモニタ整備に係る作業及びこれらに付随する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

本業務に係る作業は、量子応用光学研究部レーザー駆動イオン加速器開発プロジェクト所掌の以下の装置、作業エリア（放射線管理区域を含む。）にて実施されるものである。

(1) 関西研 実験棟 C104 室 原型機

具体的な作業は、以下のとおり。

(1) 原型機でのイオンモニタ設置の補助業務

関西研原型機の非破壊型計測型イオンモニタに関し、QST 職員の作業を補助すること。

- ① イオンモニタによる原型機のビーム状態データ収集
- ② 取得したデータの整理・電子化作業
- ③ 原型機でデータ取得の不具合が発生した際、復旧に向けた作業

4. 必要な要件

本業務は、効果的な作業の実施を図るためにイオンモニタ全般に係る専門的な知識・経験を必要とする業務であるために、以下に掲げるものとする。

- (1) 電子もしくはイオンモニタの開発業務に5年以上従事した経験を有すること。
- (2) 放射線業務従事者登録済みであり、放射線管理区域内作業に5年以上従事した経験を有すること。
- (3) 業務を遂行する上で必要となる事務系パソコンソフト（MS-Word、MS-Excel）等を用いて文書を作成することが可能なこと。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

QST 関西研

量子応用光学研究部 レーザー駆動イオン加速器開発プロジェクト

実験棟 C104 室

(住所：京都府木津川市梅美台 8-1-7)

TEL : 0774-80-8683

(組織の長：量子応用光学研究部 レーザー駆動イオン加速器開発プロジェクトリーダー)

7. 組織単位

関西研 量子応用光学研究部 レーザー駆動イオン加速器開発プロジェクト

8. 指揮命令者

関西研 量子応用光学研究部 レーザー駆動イオン加速器開発プロジェクトリーダー

9. 派遣期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日 週 2 日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他 QST が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、QST の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1)就業時間：9時から17時30分まで（休憩時間 60 分を含む）

(2)休憩時間：12時から13時まで

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

12. 派遣先責任者

関西研 管理部 庶務課長

13. 人員 1名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、QST 職員と協議の上、必要な処置を講じること。)

14. 派遣労働者を受注者における無期雇用者若しくは60歳以上の者に限定するか否かの別：

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60歳以上の者いずれにも限定しない」

15. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QST が負担する。

16. 提出書類 派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

(提出先及び提出部数：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各 1 部提出)

- (1) 仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料(派遣開始前までに)
- (2) 労働者派遣事業許可証(写)(契約後)
- (3) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)(契約後)
- (4) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)
- (5) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)
- (6) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度速やかに)

※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報は黒塗りとする。

- (7) その他契約上必要となる書類

※上記(5)の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと(派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨(60歳以上の場合はその旨)、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。)また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

17. 検査条件

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外(海外含む。)での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。
- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育(業務後、QST が実施すべき科目を除く。)を受講させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基

準その他関連規程に定める内容を遵守すること。

また、特に次の事項に注意しなければならない。

- ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST 外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
- ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

19. グリーン購入法の推進

(1)本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2)本仕様書に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

（要求者）

部課（室）名：量子応用光学研究部 レーザー駆動イオン加速器プロジェクト
氏 名：榊 泰直